

合併認証申請についての案内（他の宗教法人と合併するとき）

- ・ 合併とは、2つ以上の宗教法人が1つの宗教法人になることです。合併には、「吸収合併」と「新設合併」の2種類があります。
- ・ 「吸収合併」は、吸収する宗教法人は存続し、吸収される宗教法人は解散する合併のことを言います。
- ・ 「新設合併」は、すべての宗教法人が解散し、新しい宗教法人を設立する合併のことを言います。
- ・ 吸収合併と新設合併とでは、提出書類が異なるため御注意ください。

1. 合併に係る手続きの流れ

1	<p>規則で定める手続き</p> <ul style="list-style-type: none">・ 双方の法人で手続きが必要です。・ 責任役員会の議決（合併契約の案の審議を含む） 吸収合併・新設合併の別、包括団体、役員構成、礼拝施設、債権・債務、教師・信者・職員の取扱い、名称・目的・事務所の所在地等について、審議します。・ その他の機関（総会、総代等）の議決又は同意・ 包括宗教団体の承認
2	<p>合併公告（宗教法人法第34条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 双方の法人で手続きが必要です。・ 信者その他の利害関係人に対して、合併契約案の要旨を示して公告します。・ 規則に基づいて公告したことが確認できる資料（写真等）を残しておきます。・ 公告期間には初日と最終日は算入しません。 例：10日間の公告が必要な場合は、「〇年〇月1日から〇年〇月12日まで」となります。
3	<p>財産目録の作成（宗教法人法第34条第2項）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 双方の法人で手続きが必要です。・ 合併公告完了後、2週間以内に財産目録を作成します。・ 事業を行っている場合、当該事業の貸借対照表を作成します。

4	<p>債権者に対する公告及び催告（宗教法人法第34条第3項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 双方の法人で手続きが必要です。 ・ 合併公告完了後、2週間以内に債権者に対する公告及び催告を行います。 ・ 債権者に対する公告 合併に異議があれば、公告の日から2月以上の一定の期間内に申し述べるべき旨を公告します。 また、公告したことが確認できる資料（写真等）を残しておきます。 公告期間は初日と最終日は算入しないため、「〇年4月1日から〇年6月3日まで」などのようになります。 ・ 知っている債権者がいれば、各別に催告します。
5	<p>異議を申し述べた債権者に対する弁済（宗教法人法第34条第4項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 双方の法人で手続きが必要です。 ・ 上記4「債権者に対する公告及び催告」の期間内に債権者が合併に異議を申し述べたときは、債務の弁済、担保の提供、又は財産の信託をします。
6	<p>規則の変更又は作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 吸収合併の場合 合併後存続する宗教法人の規則を変更する場合、規則変更の手続きを併せて行う必要があります。 ・ 新設合併の場合（宗教法人法第35条） 各法人から選任された者が、共同して新設する法人の規則を作成し、信者その他の利害関係人に対して、その要旨を示して公告する必要があります。この公告は、合併公告と合わせて行っても差し支えありません。 ・ 合併に伴って被包括関係の設定・廃止をする場合 信者その他の利害関係人に対し、その要旨を示して公告します。 被包括関係の設定の場合は、包括宗教団体の承認を受けます。被包括関係の廃止の場合は、公告と同時に包括団体にその旨の通知をする必要があります。
7	<p>合併契約の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記4「債権者に対する公告及び催告」で定めた期間が経過した後に、合併契約を締結します。

8	<p>合併の認証申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の手続きがすべて終了してから、県知事に対して合併認証の申請を行います。 ・ 法務局への合併登記申請へ備えるため、県への提出書類をコピーしておくことをオススメいたします。
9	<p>県知事による認証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査等のうえ、県知事は認証を行います。
10	<p>合併の登記及び県知事への届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県知事の認証書の交付から2週間以内に、登記を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 合併後存続する法人は「合併による変更登記」 ◇ 解散する法人は「解散登記」 ◇ 新たに設立する法人は「設立登記」
11	<p>県知事への届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記完了後速やかに、県知事に届け出る必要があります。
※	<p>解散する法人が所有していた土地・建物の登記名義の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解散する法人名義の土地・建物がある場合、名義の変更を行う必要があります。 ・ 宗教の用に供する等の要件に該当する場合、登録免許税が非課税になります。詳細については、私学・法人課のホームページを御確認ください。 <p>https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01135b/shigaku33.html</p>

例：公告期間が10日間の宗教法人が、7月1日から公告した場合の日程

7月 1日	法第34条第1項の合併公告開始
7月12日	法第34条第1項の合併公告終了
7月12日～ 7月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産目録作成（宗教法人法第34条第2項） ・ 債権者に対する公告及び催告の開始（法第34条第3項の公告）
9月27日以降	合併契約の締結
合併契約締結後	合併認証申請を県へ提出（コピーも保管）

2. 合併認証申請に係る提出書類

1	宗教法人合併認証申請【必須】
2	合併理由書【必須】
3	合併契約書の写し【必須】
4	責任役員会議事録の写し【必須】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併する双方の法人の書類が必要です。 ・ 議事経過では、議案に賛成した役員数を明示してください。 ・ 規則変更がある場合は、可決されたことを明示してください。
5	その他の機関（総会、総代等）の同意書の写し <ul style="list-style-type: none"> ・ 規則で定めがあれば提出してください。
6	包括宗教団体の承認書の写し <ul style="list-style-type: none"> ・ 規則で定めがあれば提出してください。
7	宗教法人法第34条第1項に係る合併公告についての公告証明書【必須】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併する双方の法人の書類が必要です。 ・ 「公告書の写し」と「規則に基づいて公告したことが確認できる資料（写真等）」も添付してください。
8	財産目録等の作成証明書【必須】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併する双方の法人の書類が必要です。 ・ 合併公告完了後2週間以内に作成した財産目録を添付してください。 ・ 事業を行っている場合は貸借対照表も添付してください。
9	宗教法人法第34条第3項に係る債権者に対する公告についての公告証明書【必須】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併する双方の法人の書類が必要です。 ・ 「公告書の写し」と「規則に基づいて公告したことが確認できる資料（写真等）」も添付してください。
10	知っている債権者に対する催告の証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当する場合のみ、催告書を添付してください。
11	債権者に対する処置を行ったことの証明書【必須】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併する双方の法人の書類が必要です。
12	宗教法人登記事項証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県外宗教法人の場合、添付してください。
13	代表役員印鑑証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県外宗教法人の場合、法務局発行後3か月以内のものを添付してください。

14 規則の変更を伴う場合に提出する書類【該当する場合のみ提出】

ア 吸収合併において、合併後存続する法人の規則を変更する場合

- (ア) 変更しようとする事項を示す書類（新旧対照表） 2通
- (イ) 新しい規則全文 または 規則及び新旧対照表の写し
- (ウ) 責任役員会議事録の写し
規則変更について議決したものの。議事経過では、議案に賛成した役員数を明示してください。
- (エ) その他の機関（総会、総代等）の同意書の写し
規則変更についてのもの。規則で定めがある場合に必要です。
- (オ) 包括団体の承認書の写し
規則変更についてのもの。規則で定めがある場合に必要です。
なお、被包括関係を廃止する場合は不要。

イ 新設合併の場合

- (ア) 規則作成等を行う者の選任証明書
※**合併する双方の法人の書類が必要**です。
- (イ) 規則作成証明書
- (ウ) 合併後設立する団体の宗教団体証明書
- (エ) 設立公告についての公告証明書
「公告書の写し」と「規則に基づいて公告したことが確認できる資料（写真等）」も添付してください。なお、公告期間には初日と最終日は算入しないため、10日間の公告が必要な場合は、例えば○月1日から12日まで掲示し、「○月1日から○月12日まで10日間事務所の掲示場に掲示した。」のように表示してください。
- (オ) 合併後設立する宗教法人の代表役員就任受諾書と責任役員就任受諾書
- (カ) 代表役員及び責任役員に就任を予定されている者が、欠格条項に該当しないことを証する書類
 - ① 身分証明書（本籍地の市区町村長発行及び東京法務局発行）
 - ② 誓約書

ウ 被包括関係の設定・廃止を行う場合

	<p>(ア) 被包括関係の設定・廃止の公告証明書 ※合併する双方の法人の書類が必要です。</p> <p>(イ) 被包括関係の設定の場合はその承認書の写し</p> <p>(ウ) 被包括関係の廃止の場合はその通知書の写し ※合併する双方の法人の書類が必要です。</p>
--	--

3. 登記後の届出に必要な書類

1	宗教法人合併届
2	宗教法人解散届
3	宗教法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

4. 参考：宗教法人法

第三十四条 宗教法人は、合併しようとするときは、規則で定めるところ（規則に別段の定がないときは、第十九条の規定）による外、信者その他の利害関係人に対し、合併契約の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。

2 合併しようとする宗教法人は、前項の規定による公告をした日から二週間以内に、財産目録及び第六条の規定による事業を行う場合にはその事業に係る貸借対照表を作成しなければならない。

3 合併しようとする宗教法人は、前項の期間内に、その債権者に対し合併に異議があればその公告の日から二月を下らない一定の期間内にこれを申し述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には各別に催告しなければならない。

4 合併しようとする宗教法人は、債権者が前項の期間内に異議を申し述べたときは、これに弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十五条 合併に因つて一の宗教法人が存続し他の宗教法人が解散しようとする場合において、当該合併に伴い規則の変更を必要とするときは、そ

の合併後存続しようとする宗教法人は、規則で定めるところにより、その変更のための手続をしなければならない。

- 2 合併に因つて宗教法人を設立しようとする場合には、その合併しようとする各宗教法人が選任した者は、共同して第十二条第一項及び第二項の規定に準じ規則を作成しなければならない。
- 3 前項に規定する各宗教法人が選任した者は、第三十八条第一項の規定による認証申請の少くとも二月前に、信者その他の利害関係人に対し、前項の規定により作成した規則の案の要旨を示して合併に因つて宗教法人を設立しようとする旨を第十二条第二項に規定する方法により公告しなければならない。

第三十八条 宗教法人は、第三十三条の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書及び第三十五条第一項の規定に該当する場合にはその変更しようとする事項を示す書類二通に、同条第二項の規定に該当する場合にはその規則二通に、左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

- 一 合併の決定について規則で定める手続（規則に別段の定がないときは、第十九条の規定による手続）を経たことを証する書類
 - 二 第三十四条第一項の規定による公告をしたことを証する書類
 - 三 第三十四条第二項から第四項までの規定による手続を経たことを証する書類
 - 四 第三十五条第一項又は第二項の規定に該当する場合には、同条第一項又は第二項の規定による手続を経たことを証する書類
 - 五 第三十五条第二項の規定に該当する場合には、合併後成立する団体が宗教団体であることを証する書類
 - 六 第三十五条第三項又は第三十六条において準用する第二十六条第二項の規定による公告をしなければならない場合には、当該公告をしたことを証する書類
 - 七 合併に伴い被包括関係を設定し、又は廃止しようとする場合には、第三十六条において準用する第二十六条第三項の規定による承認を受け、又は同項の規定による通知をしたことを証する書類
- 2 前項の規定による認証の申請は、合併しようとする各宗教法人の連名でするものとし、これらの宗教法人の所轄庁が異なる場合には、合併後存続しようとする宗教法人又は合併に因つて設立しようとする宗教法人の所轄庁をもつて当該認証を申請すべき所轄庁とする。